

## はしがき

本書は、法学部生、法科大学院生として、初めて民事執行法・民事保全法を学ぶ人のための入門書である。また、司法書士試験では、これらの法律は必修科目であるから、民事執行法・民事保全法に関する基礎的な知識の習得は不可欠である。他方、司法試験では選択科目ですらないが、実務に就いてからこれらの法律の基礎に関する知識を身につける必要に迫られる法曹は少なくないであろう。法曹や司法書士にならなくとも、法学部を卒業された後、企業において債権回収などを担当されて、これらの法律に直面される方々も多いと思われる。本書は、主として法学部生、法科大学院生を読者として想定しているが、このような人々の需要にも十分応えうるものである。

民事執行・民事保全の制度は、狭義の民事訴訟（判決手続）とともに、広義の民事訴訟の一翼を担う。実体法が定め、判決手続などにおいて認められた権利も、実際に実現されることがなければ、画餅に帰すのであって、この権利実現の最後の段階に位置する民事執行・保全の制度は、法律制度の中でも、必然的に重要な意義を有することになる。

本書の企画は、法律文化社から2007（平成19）年に刊行された、遠藤功＝野村秀敏＝大内義三編『テキストブック民事執行・保全法』の改訂版として出発した。前著は、幸いにも増刷を重ね、多くの法学部・法科大学院で教科書として利用されたようであるが、その刊行後にも、民事執行法は、「第三者からの情報取得制度」や「子の引渡し執行」などに関わる重要な改正（2019〔令和元年〕）を受けた。民事執行法・民事保全法に関する重要な判例の公表も相次いでいる。そこで、執筆者を半分ほど入れ替えたくうえで、これらの動向も取り込みながら、前著を全面的に改訂することを企図した。その際には、新たな執筆者や、従来からの執筆者でも前著とは異なった箇所を担当されている方には新稿をお願いしたのはもちろん、従来からの執筆者で前著と同一箇所を担当している者も、全面的に旧稿を見直した。その結果、本書は、前著の改訂版というより、ほとんど全面的に新たな著書といってよい実質を有することとなった。

もっとも、本書の基本的な執筆方針は、授業で利用する教科書として、各執

筆者の経験をいかし、学生諸兄姉が満足するようにつとめるという点で前著と共通である。そこで、その執筆方針を前著にならってより具体的に分説すれば、第1に、執行に関する制度・基本の理解をめざすこと、第2に、文章を簡潔にわかりやすくすること、第3に、なるべく実例・判例をあげること、第4に、最新の情報・研究成果を盛り込むこと、第5に、受講する学生諸兄姉の身になって、振り返り、真理を執筆すること、第6に、従来の説明の仕方にこだわらず、理に適った新機軸にたって解説をすること、第7に、本書の価格にふさわしい立派な内容にすること、である。

以上のような目的を達成するために、判例・学説が対立していたり、新しい問題、派生的な問題などについてはコラム欄で解説することとし、コラム欄を多数設けるという前著にはない工夫を導入した。また、最高裁の判例を中心としつつ、前著よりもより一層多くの判例を引用しつつ、わが国の代表的な解説付き判例学習書である『民事執行・保全判例百選〔第3版〕』（有斐閣・2020）所収の判例については、その判例番号を付して、学習を一步進めるための便宜をはかった（さらに、別個の判例百選シリーズ中の著書や重要判例解説に所収の判例で、その判例番号を付したのも、若干ながら存在する）。学習の便宜のためには、巻末に代表的な書式例を掲げるといふ工夫も施した。上記のような執筆方針に十分に沿った叙述がなされているかは、読者の判断に委ねるしかない。

本書の企画は、共著者の1人である大内義三教授の発案によってもたらされ、その具体化には大内教授の力が大きかったほか、川嶋四郎教授の協力を得た。執筆者には、このお二人と私に加えて、現在、学界で活躍中の4名の研究者の協力を得ることができた。お忙しいなか、玉稿をお寄せくださるなど、協力を惜しまれなかつた皆さまに感謝申し上げたい。また、企画段階から実際の刊行に至るまでの段階においては、法律文化社編集部の大槻原有美子氏と、その後を引き継いだ大槻谷修氏に様々な行き届いたご配慮をいただいた。執筆者一同、法律文化社と大槻原有美子、大槻谷修の両氏に篤く御礼申し上げたい

2021年1月

執筆者を代表して

野村秀敏